

医療法人康成会
デイサービス そらまめ
通所介護事業 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人康成会が開設するデイサービス そらまめ（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態等にある高齢者が通所の方法により利用される場合に対して、通所介護従業者が各種のサービスを行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の通所介護従業者は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に実施する。
- 2 自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。
- 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- 4 事業の運営に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、市域包括支援センターとの綿密な連携を図る。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービス そらまめ
- (2) 所在地 名張市百合が丘東9番町165番

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び介護サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに通所介護計画作成に当たる。また従業者に運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 生活相談員 専従1名（管理者）、兼務3名
生活相談員は、利用者の生活等についての相談及び助言等を行うとともに他の従業者と協力して通所介護計画の取りまとめ等を行う。
- (3) 看護職員 2名
看護職員は、健康状態の把握及び医療面での看護の提供に当たる。通所介護の提供に当たる看護師が1以上となるために、訪問看護ステーションそらまめ看護師と密接かつ適切な連携をとる。
- (4) 介護職員 8名
介護職員は、指定通所介護の提供に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 2名

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 事務職員 1名（訪問看護、訪問介護、居宅介護支援事業と兼務）

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 午前8時00分～午後5時00分
- (3) サービス提供時間 午前9時00分～午後4時10分
- (4) 休業日 日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）

第6条（通所介護の利用定員）

利用定員は、1日27名とする。

第7条（指定通所介護の内容及び利用料等）

- 1 指定通所介護の内容は、厚生労働大臣の定める基準によるものとする。
- 2 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、法定通りの割合の額とする。
- 3 次の各号に掲げるものは利用者に負担を求めるものとする。
 - (1) 食費 … 1回の食費として690円を徴収する。
 - (2) おむつ代 … 事業所のおむつを使用された場合は、その実費。
- 4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、名張市の区域とする。

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

指定通所介護の利用者は、共同利用の秩序維持に努め、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、欠席する場合は前日の午後4時までに事業所へ連絡を入れなければならない。
- (2) 主治医からの指示項目がある場合には申し出なければならない。
- (3) 利用者は、通所介護利用中に健康等に著しい変動が生じたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- (4) 火気取扱には常に注意し、施設内では喫煙はしないこと。
- (5) 管理者及び生活相談員等の指導又は指示に従い、品性の統治に努め礼節を守り粗暴な言動をしないこと。
- (5) 故意に器物及び事業所を破損し、又は許可なく施設外に、持ち出さないこと。
- (6) 許可なく食物や飲物を外部より持ち込み飲食しないこと。

- (7) その他風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼすことのないように常に秩序ある言動を営むこと。

第10条（緊急時における対応）

通所介護職員等は、指定通所介護を実施中に利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告し早急に対応することとする。

第11条（災害時における対応）

火災、地震、風水害、土砂災害を含めた非常災害に対し、防災計画等を作成し、その予防及び災害発生時における人命の安全並びに被害を最小限に食い止めるため、次のことを実施する。

- (1) 非常災害に際して消防法に規定する消防計画等を立て、計画に沿って定期的に避難訓練を実施する。
- (2) 災害予防のための建物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検を実施する。
- (3) 避難経路図の作成や各職員の任務及び責任を周知徹底させる。
- (4) 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

第12条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を講じる委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第13条（その他運営に関する留意事項）

- 1 事業所は全ての従業者（看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業所は、全ての従業者に対し健康診断を定期的実施するとともに、事業所の設備及備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 8 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する、重要事項は医療法人康成会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年 8月 1日から施行する。

平成15年	6月	1日	改訂
平成17年	4月	1日	改訂
平成17年10月	1日		改訂
平成18年	4月	1日	改訂
平成18年10月	1日		改訂
平成20年10月	1日		改訂
平成22年	1月	1日	改訂
平成22年	9月	1日	改訂
平成24年	4月	1日	改訂
平成24年	5月	1日	改訂
平成24年	6月	1日	改訂
平成26年	4月	1日	改訂
平成26年	6月	1日	改訂
平成27年	8月	1日	改訂
平成30年10月	1日		改訂
平成30年11月	1日		改訂
令和 1年11月	1日		改訂
令和 3年	4月	1日	改訂
令和 4年11月	1日		改訂
令和 6年	1月21日		改訂